

千葉県港湾計画書(案)

－ 軽易な変更 －

令和 3 年 10 月

千葉県港湾管理者

千葉県

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・平成30年10月千葉県地方港湾審議会
- ・平成30年11月交通政策審議会第72回港湾分科会

の議を経、その後の変更については

- ・平成31年3月千葉県地方港湾審議会
- ・令和2年3月千葉県地方港湾審議会
- ・令和2年11月千葉県地方港湾審議会

の議を経た千葉港の港湾計画の軽易な変更をするものである。

目 次

変更理由	1
港湾施設の規模及び配置	2
1 危険物取扱施設計画	2

変更理由

立地企業の要請に対処するため、千葉中央地区において危険物取扱施設計画の変更をする。

港湾施設の規模及び配置

1 危険物取扱施設計画

1－1 千葉中央地区

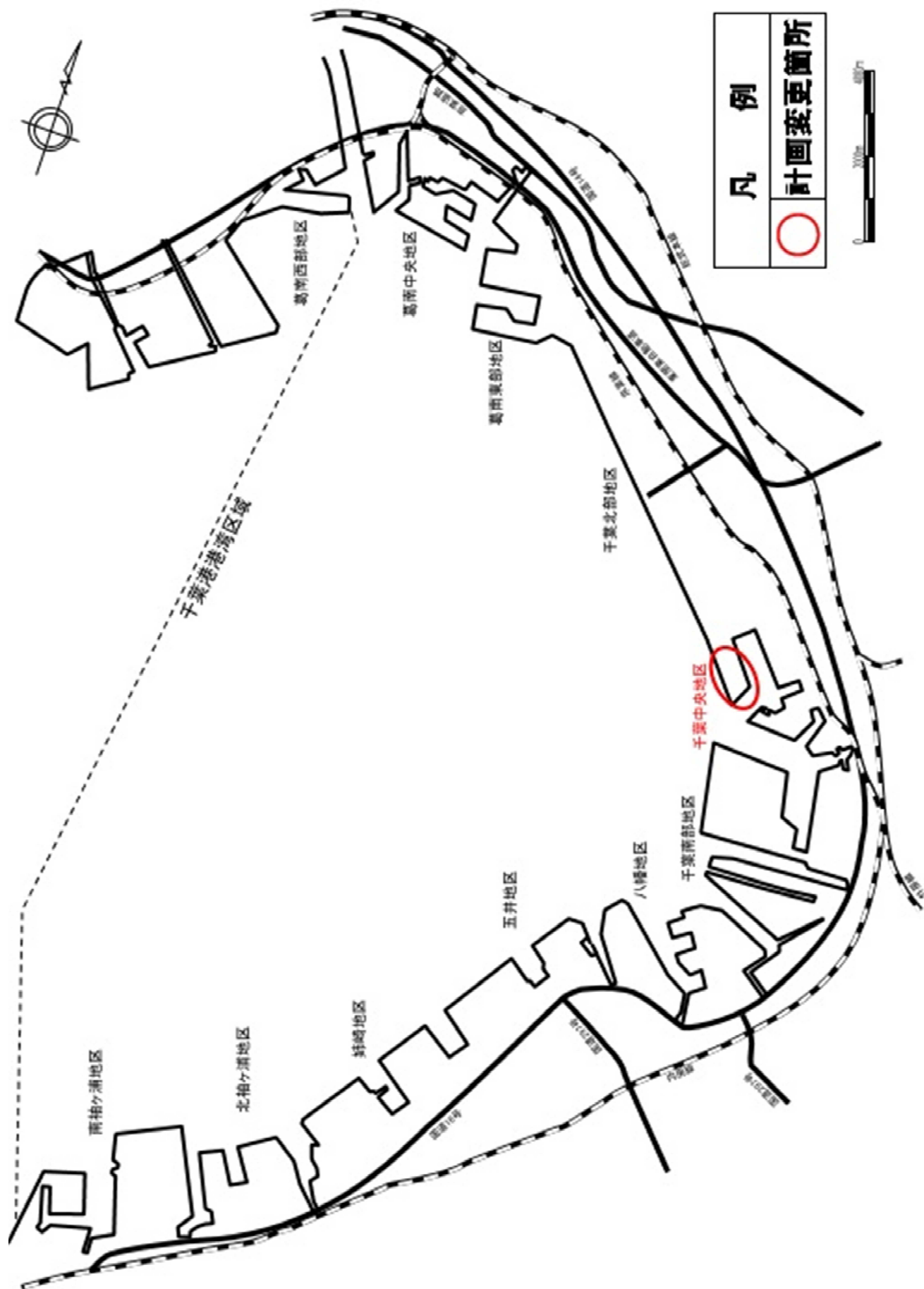
立地企業の要請に基づき、危険物取扱施設を次のとおり計画する。

水深 8. 5 m ドルフィン 1 バース（専用）

[既設の変更計画]

（既設
水深 8. 0 m ドルフィン 1 バース（専用））

千葉港港湾計画位置図



千葉港港湾計画図

